

報告第3号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した杉並区特別区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

上記の報告をする。

平成29年5月17日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した杉並区特別区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日、杉並区特別区税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

杉並区条例第16号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第25条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第24条第1項の規定による申告書
- (2) 第25条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第16条第6項中「第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第25条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第24条第1項の規定による申告書

(2) 第25条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第21条の2第1項中「第16条第4項の申告書」を「第16条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

附則第6条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第6条の2 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第41条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人

を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第44条及び第45条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第6条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第7条第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第16条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第16条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第16条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。

附則第11条第2項中「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に改める。

附則第14条の2第4項中「第24条第1項に規定する申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（「ものに限り、その時までに提出された第25条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に同項後段」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第24条第1項の規定による申告書

(2) 第25条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第14条の3第4項中「第24条第1項に規定する申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に前項後段」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に同項後段」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第24条第1項の規定による申告書

(2) 第25条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第14条の3第6項中「第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第25条第1項の確定申告書を含む）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書（以下この項において「条約適用配当等申告書」という）」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）

第16条第4項及び第6項並びに第21条の2第1項並びに附則第7条第2項、第14条の2第4項並びに第14条の3第4項及び第6項の規定は、平成29年度以後の年度分の特別区民税について適用し、平成28年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例附則第6条の2の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車

税については、なお従前の例による。

- 2 区長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを杉並区特別区税条例第41条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）附則第18条第2項に規定する特別の関係がある者を含む。以下同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（同条例第44条及び第45条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第16条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書</u>（<u>_____区</u>民税の納税通知書が送達される時まで<u>に提出された次に掲げる申告書をいう。</u>以下この項において同じ<u>_____。</u>）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるとき（<u>特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第16条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第24条第1項の規定による申告書</u>（<u>その提出期限後において区</u>民税の納税通知書が送達される時まで<u>に提出されたもの及びその時まで</u>に提出された<u>第25条第1項の確定申告書を含む。</u>）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>

は、この限りでない。

(1) 第24条第1項の規定による申告書

(2) 第25条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（
_____区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ_____。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規

5 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書_____にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

定を適用しないことが適当であると区
長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第24条第1項の規定による申
告書

(2) 第25条第1項に規定する確定
申告書（同項の規定により前号に掲
げる申告書が提出されたものとみな
される場合における当該確定申告書
に限る。）

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控
除)

第21条の2 所得割の納税義務者が、
第16条第4項に規定する特定配当等
申告書に記載した特定配当等に係る所
得の金額の計算の基礎となつた特定配
当等の額について法第2章第1節第5
款の規定により配当割額を課された場
合又は同条第6項に規定する特定株式
等譲渡所得金額申告書に記載した特定
株式等譲渡所得金額に係る所得の金額
の計算の基礎となつた特定株式等譲渡
所得金額について同節第6款
の規定により株式等譲渡所得割額を
課された場合には、当該配当割額又は
当該株式等譲渡所得割額に5分の3を
乗じて得た金額を、第19条から前条
までの規定を適用した場合の所得割の
額から控除する。

2及び3 略

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控
除)

第21条の2 所得割の納税義務者が、
第16条第4項の申告書
に記載した特定配当等に係る所
得の金額の計算の基礎となつた特定配
当等の額について法第2章第1節第5
款の規定により配当割額を課された場
合又は同条第6項の申告書
に記載した特定
株式等譲渡所得金額に係る所得の金額
の計算の基礎となつた特定株式等譲渡
所得金額について法第2章第1節第6
款の規定により株式等譲渡所得割額を
課された場合には、当該配当割額又は
当該株式等譲渡所得割額に5分の3を
乗じて得た金額を、第19条から前条
までの規定を適用した場合の所得割の
額から控除する。

2及び3 略

附 則

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第6条の2 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第41条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第4

附 則

4 条及び第 4 5 条の規定を除く。) を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 8 条の規定の適用については、同条中「納期限 (」とあるのは、「納期限 (附則第 6 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第 7 条 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。) に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載の

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第 7 条 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。) に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載の

ある第16条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第19条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第16条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第16条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。

3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第11条 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に

ある第16条第4項に規定する申告書を提出した場合 _____ に限り適用するものとし、区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第16条第1項及び第2項並びに第19条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第11条 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に

前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第14条の2 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（

_____区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に同項後段

前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第14条の2 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項に規定する申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第25条第1項に規定する確定申告書を含む。）

_____の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第24条第1項の規定による申告書

(2) 第25条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第14条の3 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（_____区民税の納税通知書が送達される

に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書_____にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第14条の3 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項に規定する申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される

時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。) に同項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第24条第1項の規定による申告書

(2) 第25条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附

時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附

則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書（以下この項において「条約適用配当等申告書」という

_____。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第16条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」と

則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第16条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」と

する。

| する。

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>1 上場株式等の配当所得等に係る区民税の課税方式の選択に係る所要の措置</p> <p>上場株式等の配当所得等について、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後、区民税の納税義務者から区民税の申告書が提出された場合には、当該区民税の申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、区長が所得税と異なる課税方式により区民税を課することができることとする。</p> <p>(区税条例第 16 条及び第 21 条の 2 並びに附則第 7 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3・地方税法第 313 条及び第 314 条の 9 並びに附則第 33 条の 2・外国居住者等所得相互免除法第 8 条・租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2)</p>	平成 29 年 4 月 1 日	平成 29 年度 分から適用
軽自動車税	<p>2 自動車製作者等の不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例の創設</p> <p>(1) グリーン化特例(軽課)による減税対象車に係る軽自動車税について、自動車製作者等の不正行為に起因し軽自動車税の納付不足額が発生した場合には、当該自動車製作者等を賦課期日現在における当該納付不足額に係る軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用する。</p> <p>(2) 自動車製作者等が納付すべき額は、納付不足額に、当該納付不足額の 10%の額を上乗せした額とする。</p> <p>(区税条例附則第 6 条の 2・地方税法附則第 30 条の 2)</p>	平成 29 年 4 月 1 日	平成 29 年度 分から適用